

北海道労働局発表
平成28年1月26日

【担当】
職業安定部職業安定課
課長 鈴木 一史
課長補佐 新 豊廣
電話 :011-709-2311 (内 3674)
F A X :011-738-1061

「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」の実施について

平成27年12月24日に採択された「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」(別添参照)の取組の一環として、北海道労働局(局長 田中 敏章)は、不本意ながら非正規雇用で働く方の正社員転換や、未内定学生や進路未決定学生をはじめとする若者の正社員就職の実現に向けた取組を強力に推進するため、関係機関及び団体等と連携しながら、平成28年3月末までを期間とする「不本意非正規対策・学卒正社員就職実現キャンペーン」を実施します。

1 北海道内における不本意非正規や未内定学生等の現状

北海道労働局における、正社員の有効求人倍率は0.64倍(平成27年11月)となっており、全国の正社員の有効求人倍率0.82倍を下回っている。

また、新規高等学校卒業予定者(平成28年3月卒)の就職内定状況は平成27年11月末現在79.5%と前年同月を5.3P上回っているものの、未内定者数は1,721人となっている。

2 北海道労働局における取組

北海道労働局に設置した「働き方改革、正社員転換・待遇改善実現」推進本部において、「北海道働き方改革、雇用環境改善推進会議」構成員に対して傘下企業等への周知の依頼を行う。

- ①非正規雇用で働く方の正社員転換の促進
- ②正社員転換等につながる助成金制度の活用促進
- ③労働契約法に基づく無期転換ルール周知
- ④若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」の取得促進
- ⑤若者雇用促進法施行に伴う職場情報提供制度等の周知
- ⑥ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の利用促進

3 ハローワークでの取組

- (1) 事業所・事業主団体訪問時に本キャンペーンについて周知・啓発を行う。
- (2) 大学のキャリアセンターを訪問し、若者雇用促進法の施行に伴う、職場情報提供制度及びハローワークにおける求人不受理制度の周知を行う。
- (3) 「未内定就活生への集中支援2016」の実施による、未内定就活生に「就職をあきらめさせない」ための個別支援による正社員就職の実現を図る。

北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言 ～ 全ての人々が健康で安心して活躍できる社会に ～

北海道の人口は、平成9年の約570万人をピークに、全国より約10年早く人口減少局面に入り、平成22年の人口はピーク時よりも約19万人少ない550.6万人となり、今後も人口減少が進行することが見込まれています。

また、北海道の就業者数については、今後、経済成長と労働参加が適切に進まなかった場合、平成42年には203.5万人と、平成26年から50.6万人減少することが見込まれています。

こうした中、北海道の活力と成長力を高め、持続可能な社会をつくる観点から、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現とともに、経済の好循環を更に進めていくため、企業における人材の確保・定着が求められています。

北海道の労働時間は、年間総実労働時間（平成26年）が2,060時間で全国平均の2,021時間を上回り、年次有給休暇の取得率（平成26年）が42.5%と全国平均の47.6%を下回るなど全国より長時間労働の傾向が見られます。

また、雇用者数に占める非正規雇用労働者の割合（平成26年）は39.8%と全国平均の37.4%より高く、正社員の有効求人倍率（平成26年度）は0.52倍と全国の0.68倍より低くなっており、女性の就業率（25歳から44歳、平成26年）は66.7%と全国平均の70.8%より低くなっています。

さらに、家族の介護・看護を理由とした北海道の離職・転職者は、平成19年10月～平成24年9月の5年間で、2.1万人に及んでおり、深刻な問題となっています。

そこで、これらを改善するためには、北海道の各地域、農林水産業を含む全ての産業において、「働き方改革」、「非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善」、「女性の活躍推進」、「魅力ある雇用機会の創出」などに取り組むことが重要です。

こうした取組により、雇用の質の向上が図られ、全ての人々が、育児や介護をはじめとしたライフステージの各場面で、健康で安心していきいきと働くことができるようになります。さらに、女性の活躍する社会、若者や高齢者等が能力を発揮できる社会の実現、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）及びディーセント・ワークの実現にも繋がります。また、人材の確保・育成、生産性の向上による地域産業の発展などの効果も期待できます。

私たちは、これらの共通認識を持ち、道内の気運醸成を図るために次の取組を促進してまいります。

また、この共同宣言に賛同いただける地方自治体や各種団体等との様々な連携に努めながら、北海道で働く人々が意欲をもって、その能力を十分発揮し、安心して活躍できる環境の整備に向けて、これらの取組を進め、北海道がより魅力的で元気になることを目指します。

(1) 働き方改革

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得を促進するとともに、個々の労働者の生活スタイルに対応できる多様で効率的な働き方などの「働き方改革」を推進します。

(2) 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善

非正規雇用労働者については、正社員への転換の拡大、意欲・能力に応じた賃金決定、教育訓練や、福利厚生面での改善を進めます。

(3) 女性の活躍推進

女性が個性と能力を発揮して活躍できるよう、職域の拡大を進めるとともに、仕事と家庭の両立や、子育て支援・再就職支援等によるキャリアの継続が可能な環境整備を進めます。

(4) 魅力ある雇用機会の創出

魅力ある雇用の場づくりや、産業振興と雇用対策の一体的な取組などにより、良質で安定的な雇用機会の創出を推進します。

平成 27 年 12 月 24 日

北海道経済連合会 会長 大内

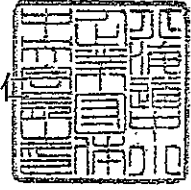


一般社団法人

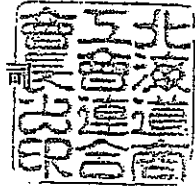
北海道商工会議所連合会 会頭 高向



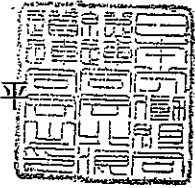
北海道中小企業団体中央会 会長 尾池 一



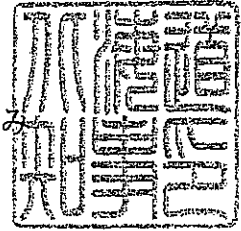
北海道商工会連合会 会長 荒尾 孝



日本労働組合総連合会
北海道連合会 会長 出村 良平



北海道知事 高橋 はるみ



札幌市長 秋元 克広



北海道経済産業局長 秋庭 英人



北海道労働局長 田中 敏章

